三重県土地家屋調査士会会館取得及び運営並びに維持管理規程

（目　的）

第１条　この規程は三重県土地家屋調査士会(以下「本会」という。)の会館取得及び運営並びに維持管理に必要な資金の確保を図るため次の事項を定める。

（収　入）

第２条　この特別会計の収入は次に掲げるものとする。

一　特別会計分担金による収入

二　一般会計からの繰入金

三　寄付金

四　その他

（特別会計分担金の適用）

第３条　この規程に定める特別会計分担金の対象となる会員は、この規程の施行日以降に入会した調査士会員及び登録移転により本会所属調査士会員となったものとする。

（特別会計分担金の額等）

第４条　特別会計分担金の額は１会員当たり金150,000円とし、入会と同時に納付するものとする。

（支　出）

第５条　この特別会計の支出は、次に掲げるものとする。

一　駐車場及び会館用地取得に必要な費用

二　会館取得及び運営並びに維持管理に必要な費用

三　特別会計及び運営のための事務諸費

四　積立金

五　その他

（資産の管理）

第６条　この特別会計に属する資産に関する重要な事項は理事会の決定によるものとする。

（会計処理）

第７条　この特別会計には次の帳簿を備えるものとする。

一　現金出納帳

二　固定資産台帳

三　物品台帳

四　台紙台帳

五　特別会計分担金台帳

六　資産取得又は処分に関する書面

（剰余金の処分）

第８条　この特別会計の廃止にあたり剰余金が生じたときは、その処分は総会の決議を経なければならない。

（規程の改廃･変更）

第９条　この規程の変更及び廃止は総会の決議による。

附　　則

（施行期日）

１　この規程は平成５年４月１日から施行する。

（施行期日）

１　この規程は平成１０年４月１日から施行する。

２　この変更規程施行前の証紙については、職印台紙に交換する。

但し、その期間は施行日から６ケ月間とする。

（施行期日）

１　平成１０年５月２２日から施行する。

（施行期日）

１　平成１６年６月１日から施行する。

（施行期日）

１　令和４年５月１日から施行する。